

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

免税業者でも消費税は取ってもいいの？

Q：私は小さな商店を営んでいます。売上げは毎年2千万円ぐらいなので免税業者になると思いますが、消費税をお客から取ってもよいでしょうか。

A：消費税の納税義務については、基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が3,000万円以下の事業者については、課税事業者を自ら選択した場合を除いて、納税が免除されます。

つまり免税事業者ということで、税務署に消費税を納める義務がないことになります。

にもかかわらず、お客様から消費税を預かってよいかについては、全く問題はありません。

免税事業者であるということは、税金を納めることを免除しますという規定であり、取ってはいけないという規定ではないからです。

免税事業者といえども、商品の仕入れや設備・備品の購入、経費等の支払いの際には、消費税を支払っているわけです。

消費税をお客様から取らないと、その支払った消費税分は利益が少なくなるというものです。ですから免税業者であっても消費税を取っても構わないのです。

ただし、取った消費税分も含めて売上げを計算しますので、その分利益が増え、個人なら所得税、法人なら法人税が課税されます。

